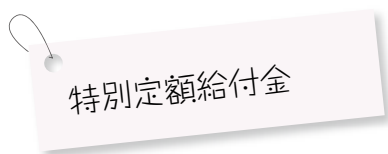




新型コロナウイルス関連支援制度

※おもな支援制度を紹介しています。なお、状況により内容が変更となる場合があります。



【対象】基準日(4月27日)で市の住民基本台帳に記録がある人(受給権者：世帯主)

【金額】1人につき10万円

【申請】8月20日(木)まで(当日消印有効)

- ▶ 郵送申請：郵送された申請書に必要事項を記入し、世帯主の本人確認書類と口座確認書類(通帳写しなど)をあわせて、同封の返信用封筒で返信
 - ▶ オンライン申請(マイナンバーカードが必要)：スマートフォン、パソコンから国の専用ページ「マイナポータル」を使って申請
- ※やむを得ない事情により申請ができない場合はお問い合わせください。

■給付金詐欺に注意

国や県、市などが特別定額給付金に関して次のようなことを求めることは絶対にありません。

- ▶ キャッシュカードや通帳を預かる
- ▶ 暗証番号を聞き出す
- ▶ A T Mの操作をお願いする
- ▶ 手数料の振込みを求める
- ▶ Eメールを送り、記載されたURLから申請を求める

■配偶者からの暴力により避難している場合

世帯主でなくても、同伴者の分も含めて、現在住んでいる市区町村で特別定額給付金の申請を行い給付金を受け取ることができます(その分については、世帯主には給付されません)。

【申請】所定の申出書に必要事項を記入し、次の書類をあわせて現在住んでいる市区町村の担当窓口に提出してください。

- ① 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターなどが発行する証明書や市区町村が発行するDV被害申出確認書
- ② 保護命令決定書の謄本または正本

※同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されている必要があります。また、住民基本台帳の閲覧制限などの支援措置を受けている人は、申し出れば①②の書類は必要ありません。

相談窓口を市役所 1階ロビーおよび各支所に設置しています。なお、感染拡大防止のため、できる限り電話やメールで相談してください。

【問合せ先】宇和島市特別定額給付金推進室(平日：午前8時30分～午後5時15分、土日祝日：午前9時～午後3時) ☎49-7087 ✉ tokubetsukyufu@city.uwajima.lg.jp

新しい生活様式3つの基本①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗い

- ▶ 人との間隔：なるべくあける(2m程度)
- ▶ 外出・会話時：症状がなくてもマスクを着用
- ▶ 帰宅後：まず手や顔を洗う、シャワーを浴びる
- ▶ 手洗い：ていねいに(30秒程度)
- ▶ 移動：誰とどこで会ったか記録
- ▶ 買い物：少人数ですいている時間に素早く計画的にする。展示品への接触は控えめに
- ▶ ジョギング：少人数ですれ違うときは距離をとる
- ▶ 公共交通機関の利用時：会話は控えめに。混んだ時間を避ける
- ▶ 食事：大皿、回し飲みを避け、横並びで座る、会話は控えめに。テイクアウトを活用
- ▶ 働き方：テレワーク、オンライン会議の活用、対面での打ち合わせは換気とマスクを着用

相談窓口

一般相談窓口

新型コロナウイルス感染症に関する一般的な質問や相談を受け付けています。

【問合先】

- ▶ 愛媛県コールセンター(24時間) ☎089 - 909 - 3468
- ▶ 市役所 保険健康課(執務時間中) ☎49 - 7021
- ▶ 厚生労働省(午前9時～午後9時) ☎0120 - 565653 FAX 03 - 3595 - 2756

※電話での相談が難しい人は、FAXでお問い合わせいただくか、(一財)全日本ろうあ連盟ホームページをご覧ください。



新型コロナウイルス生活総合相談窓口

生活面における不安の軽減や解消を目的とした総合的な生活相談に応じ、支援制度の説明や申請先を紹介します。

- 【と き】 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分
- 【ところ】 市役所 1階(水道局料金窓口横)
- 【問合先】 新型コロナウイルス生活総合相談窓口 ☎49 - 7777

DV相談体制

生活不安やストレスなどから、DVの増加や深刻化が懸念されることを受け、「DV相談+(プラス)」を開始します。

【内 容】 電話相談(24時間)、SNS(正午～午後10時)またはEメール相談、外国人相談者向け相談、WEB面談、同行支援、保護(宿泊場所の提供など)

【問合先】 DV+(プラス) ☎0120 - 279 - 889



帰国者・接触者相談センター

次のいずれかの症状がある人は、医療機関を受診する前にすぐに相談してください。医療機関への受診調整を行います。

- ▶ 息苦しさ、強いだるさ、高熱などいずれかの強い症状
- ▶ 高齢者や基礎疾患などがある人、妊婦で発熱や咳などの比較的軽い風邪症状
- ▶ 発熱や咳などの比較的軽い風邪症状が続く

※個人差があります(4日以上続く場合は必ず相談)。

【問合先】 帰国者・接触者相談センター ☎089 - 909 - 3483 FAX 089 - 912 - 2399

経営相談窓口

<無料>

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援制度の紹介や経営相談を行います。

- 【と き】 月・水・金曜日 午前9時～正午、午後1時～5時
- 【ところ】 宇和島商工会議所 3階
- 【問合先】 新型コロナウイルス感染症経営相談窓口 ☎080 - 5531 - 5631または☎080 - 5531 - 5725

オンライン健康相談

LINEなどのアプリを活用した妊産婦や乳幼児のオンライン健康相談を開始します(6月上旬予定)。離乳食の量や母乳の与え方などの相談に対して保健師や助産師、栄養士がわかりやすく回答します。詳しくは、市ホームページまたは伊達なうわじま安心ナビをご覧ください。

【問合先】 マザーズステーションステップ(保険健康課内) ☎49 - 7110

厚生労働省では、チャット形式で心の相談も受け付けています。





生活面の支援

生活福祉資金制度による特例貸付

当面の生活資金や生活再建資金を貸し付けます(無利子、保証人不要)。

【対象】新型コロナウイルスによる影響を受けて、休業や収入の減少、失業などにより生活資金に困っている人

	上限	償還期間
緊急小口資金	10万円(特例は20万円)	2年以内
総合支援金	複数世帯：20万円/月 単身世帯：15万円/月 ※貸付期間：原則3ヵ月。	10年以内

【申請・問合せ先】社会福祉協議会 ☎28-6033

住居確保給付金

【対象】次のすべての条件に当てはまる人

- ▶ 4月20日以降、離職、廃業から2年以内または休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況にある(収入減少割合の制限なし)
- ▶ 離職前は主たる生計維持者であった
- ▶ 申請日の属する月の申請者および申請者と同一世帯の人の収入合計が基準額以下
- ▶ 申請日で、申請者および申請者と生活をする同居親族の預貯金の合計額が基準額以下
- ▶ 国の雇用施策による貸付および地方自治体などが実施する類似の給付などを申請者および同一世帯の人が受けていない
- ▶ 申請者および申請者と同一世帯の人のいずれも暴力団でない

【支給額(上限)】

- ▶ 単身世帯：32,000円
- ▶ 2人世帯：38,000円
- ▶ 3人世帯：42,000円

【期間】3ヵ月(条件により最大9ヵ月まで延長)

【申請・問合せ先】福祉課(くらしの相談窓口) ☎24-1111内線3126

子育て世帯への臨時特別給付金

■子育て世帯への臨時特別給付金

【対象】令和2年4月分の児童手当受給者(特例給付は除く)

【金額】対象児童1人につき1万円

■子育て世帯応援臨時特別給付金

【対象】基準日(4月27日)時点で、市の住民基本台帳に記載されている次のいずれかに当てはまる児童手当受給者

- ▶ 令和2年4月分の受給者(特例給付を含む)
- ▶ 基準日までに転入した受給者
- ▶ 基準日までに出生した児童にかかる受給者

【金額】対象児童1人につき3万円

<共通>

【支給時期(予定)】6月15日(月)

【問合せ先】福祉課子育て支援室児童福祉係 ☎24-1111内線3124

徴収・換価の猶予

■徴収猶予

病気、事業の休廃止などの理由で市税、国民健康保険料を一時に納付することが困難な場合徴収猶予または分割納付が認められる場合があります(市税：1年以内、国民健康保険料：3ヵ月)。

■換価猶予

市税を一時に納付することで、事業の継続または生活の維持が困難になるなど一定の要件に該当するとき滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合があります(1年以内)。

<共通>

【持参物】みとめ印、医師の診断書や廃・休業届など理由を証明する書類、申請者の本人確認書類、代理申請の場合は委任状

【問合せ先】納税課 ☎49-7011

事業者の支援(給付金)

持続化給付金

【対 象】新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが前年同月比で50%以上減少した中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業主、各種法人など

【金額(上限)】

▶法人：200万円

▶個人事業主：100万円

【申 請】持続化給付金専用ページで申請

【申請・問合せ先】持続化給付金事業コールセンター ☎0120 - 115 - 570



中小企業者等応援事業

飲食業を中心とする市内の中小企業者などの事業継続を支援するため制度を拡充しました。

【新規追加】

▶テイクアウト・デリバリー・ドライブスルー事業

▶衛生対策事業

▶小規模事業者持続化事業

【拡充(補助率改定)】販路開拓事業、ネットショップ事業

【問合せ先】商工観光課 ☎24 - 1111内線 2717



雇用調整助成金(特例措置)

休業した場合の休業手当または教育訓練をした場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対して助成します。

【対 象】新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主(全業種)

※雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成対象となります。

【期 間】6月30日(火)まで

【金額(上限)】対象労働者1人あたり8,330円/日

【問合せ先】宇和島公共職業安定所 ☎22 - 8609

中小企業者等応援給付金

【対 象】次のすべての条件に当てはまる中小企業者など

▶市内に主たる事業所がある法人、もしくは市内に住所および事業所がある個人

▶令和2年3月～令和3年2月までのいずれか1ヵ月の売り上げが前年同月比で30%以上減少

▶前年の売り上げが120万円以上

▶申請時に市税などの滞納がない

【金 額】1事業者につき10万円

【期 限】令和3年3月31日まで

※申請窓口を市役所 2階大会議室前に設置しています(受付：午前8時30分～正午、午後1時～5時15分)。

【問合せ先】中小企業等応援給付金窓口(商工観光課内) ☎49 - 7080

中小企業振興資金融資制度補助金

愛媛県信用保証協会信用保証料および貸付利子を補給します。

【金 額】令和2年4月～令和3年3月の間に借り入れたものについては、信用保証料と貸付利子分を合わせて2.66%(信用保証料分1.66%、貸付利子分1%)以内

※融資金を期日内に返済しなかった場合や申請時に市税などを滞納している場合などは、対象にならない場合があります。

【問合せ先】商工観光課 ☎24 - 1111内線 2734





事業者の支援(資金繰り)

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証

- ▶セーフティネット保証4号：売上高が前年比20%以上減少した事業者を対象に借入債務100%保証
- ▶セーフティネット保証5号：売上高が前年比5%以上減少した事業者を対象に借入債務80%保証
- ▶危機関連保証：売上高が前年比15%以上減少した事業者を対象にセーフティネット保証4号・5号とは別枠で借入債務の100%保証

【問合先】取引のある金融機関または信用保証協会



緊急経済対策特別支援資金

売上高が減少している愛媛県信用保証協会の保証対象業種事業者へ融資します。

【対象】県内に事業所がある中小企業者および組合

【限度額】企業：5～8千万円、組合：1～1.6億円

【期間】7年または10年以内(据置期間1年)

【融資利率】1.5% / 年(利子補給なし)

【保証利率】0.35～1.72% / 年

【問合先】県経営支援課 ☎089-912-2481、県信用保証協会宇和島支所 ☎22-6556 または各金融機関

新型コロナウイルス感染症対策資金

事業の運転資金を融資します。

【対象】県内に事業所があり市の認定を受け、セーフティネット保障4号・5号、危機関連保証を利用する人

【限度額】5,000万円

【期間】7年以内(据置期間1年以内)

【融資利率】1% / 年(県・市が3年間は利子補給)

【保証利率】0% / 年

【問合先】県経営支援課 ☎089-912-2481、県信用保証協会宇和島支所 ☎22-6556 または各金融機関

新型コロナウイルス感染症特別貸付

一時的に業況が悪化しているが、中長期的には業況が回復見込みのある事業者へ融資します。

【限度額】

▶国民生活事業：6,000万円

▶中小企業事業：3億円

【期間】運転資金15年以内、設備資金20年以内(据置期間5年以内)

【融資利率(5月13日時点)】

▶国民生活事業：1.36% / 年

▶中小企業事業：1.11% / 年

※国民生活事業3,000万円、中小企業事業1億円を限度額として、当初3年間のみ融資利率を0.9%低下させます。

【利子補給】個人事業主～中小企業者まで要件に応じて当初3年間のみ

【問合先】日本政策金融公庫宇和島支店 ☎22-4766

農林漁業セーフティネット資金

経営再建資金の借入れを受けられます。

【対象】主業農林漁業者

【限度額】1,200万円または年間経費などの12/12以内(簿記記帳を行っている場合)

【期間】10年以内(据置期間3年)

【借入金利】0.16～0.20% / 年(貸付当初5年間実質無利子化)

※林業者については、貸付当初10年間実質無利子化。

【問合先】日本政策金融公庫松山支店 ☎089-933-3371(漁業者は愛媛県信用漁業協同組合連合会 宇和島支所 ☎22-1232でも可)



詳しくは、市ホームページをご覧ください。



えひめ版協力金

新型コロナウイルス感染症対策推進事業者協力金

【対 象】 3密(密閉、密集、密接)回避のための取り組みを実施する飲食店、食料品・医療品・衛生用品を扱う小売店(1,000㎡以下)

【支給額】 1事業者あたり5万円(1回限り)

【期 間】 5月31日(日)まで

【受 付】 6月30日(火)まで

【問合先】 新型コロナウイルス感染症対策企業電話相談窓口 ☎089 - 909 - 3842

商店街等新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

商店街の複数店舗が一体となり感染拡大を防止する取り組みを支援するため協力金を支給します。

【対 象】 商店街およびその周辺に所在する10以上の店舗の事業主、商店街振興組合、商工会議所または商工会で構成するグループ

【金 額】 10万円

【受 付】 6月30日(火)まで

【問合先】 新型コロナウイルス感染症対策企業相談窓口 ☎089 - 909 - 3842

医療関連物資等開発協力金

医療関連物資などを新たに試作開発する企業に対して協力金を支給します。

【対 象】 県内に本社があり、医療関連物資などを新たに製造するために行う試作開発事業を行う中小企業者(新たな価値を付与するための製品改良を含む)

【期 間】 12月31日(木)まで

【限度額】 100万円

【受 付】 6月30日(火)まで

【問合先】 県産業政策課スゴ技グループ ☎089 - 912 - 2473

県外客の宿泊予約延期等協力金

【対 象】 5月1日(金)～31日(日)の間に対象施設に宿泊する予定の県外利用客に対して、施設からの申し出により次の期間に延期などの宿泊日の調整を行った施設

▶ 5月1日(金)～10日(日)の予約を5月11日(月)以降

▶ 5月11日(月)～31日(日)の予約を6月1日(月)以降

【金 額】 1人泊につき5,000円

※上限：1施設につき最大30人泊(15万円)。

【受 付】 6月30日(火)まで

【問合先】 新型コロナウイルス感染症対策企業電話相談窓口 ☎089 - 909 - 3842

新ビジネス展開協力金

インターネットを活用した新たな販路開拓やテイクアウト、デリバリーの導入、サービスのオンライン化など新たなビジネス展開に取り組む中小企業者を支援します。

【対 象】 県内に事業所がある中小企業者

【支給額】 1事業者あたり20万円

※複数事業者でグループを構成し、共同で取り組んだ場合は1グループにつき20万円を加算。

【受 付】 6月30日(火)まで

【問合先】 新型コロナウイルス感染症対策企業電話相談窓口 ☎089 - 909 - 3842

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

